

書評

石井三記『18世紀フランスの法と正義』

名古屋大学出版会、1999年、xi+303+62 ページ

森村敏己（一橋大学）

タイトルが示すとおり、本書は18世紀フランスにおける法と正義に関する観念の変化を、具体的な法制度に絶えず立ち戻りながら分析した作品である。まず、アンシャン・レジーム期の刑法を第一章で概観したうえで、ヴォルテールが関与した三つの有名な事件を論じた「事件」、当時の刑法改革思潮を分析した「思想」、革命が実現した刑法空間の変容を扱った「革命」の三部から構成される。

まず「事件」ではカラス事件、シルヴァン事件、ラ・パール事件という冤罪事件におけるヴォルテールの活躍がテーマとされるが、ここでの特徴は、再審実現に至る具体的な法手続きを追いながら、いずれも「宗教的不寛容」に対するヴォルテールの戦いとして一括されがちな三つの事件の、それぞれに異なる法的側面を明確にした点に求められる。すなわちカラス事件においては実際に被告が処刑されたのちの名誉回復が問題であったのに対し、シルヴァン事件では被告は逃亡し、死刑は欠席裁判で宣告されており、なおかつ判決はマザメの町がもつ領主裁判所によって下されていたため、再審請求への道はカラス事件とは異なるものとならざるを得ない。またこの二つの事件ではいわば裁判官の予断に基づく事実誤認、司法手続き上の過誤が問題とされたのに対し、ラ・パール事件ではラ・パールらの瀆聖行為が死罪に当たるほどの重罪か否かが問われている。

「思想」ではベッカリーアの『犯罪と刑罰』のモルレによる仏訳をめぐる事実関係を詳細に論じ、続いてヴォルテールに始まる18世紀後半の刑法改革思想の特徴を多面的に描き、最後に「保守・反動」の代表とされてきた刑法学者ミュイヤール・ド・ヴーグランのベッカリーア批判を分析している。とりわけ興味を引くのは弁護士たちにより執筆される訴訟趣意書である。当時、刑事事件においては法廷での弁護が認められていなかったため、弁護側は訴訟趣意書と呼ばれる書面を提出することで弁護活動を行ったのだが、この文書は18世紀後半になると本来の役割を越えて、大量に印刷・発行されることで広く世論を喚起するものへとその性格を変えていったとされる。周知のように「世論」とは革命前夜のフランスを論じる上で重要な概念のひとつである。王権とパルマンとの対立の際に用いられる言説から、ポルノ小説を含む「哲学書」、さらには巷に飛び交うゴシップまでが「世論」の成立とその影響力との関わりで論じられているが、著者は刑法改革という面においても訴訟趣意書という手段によって、法廷という閉ざされた空間がこじ開けられ、「世論」の審判にさらされることで変革を迫られる過程を明らかにしたといえよう。

「革命」においてはまず1791年刑法典の特徴が分析され、罪刑均衡主義、見せしめとしての死刑から単なる生命剝奪としての死刑への移行、自由刑中心のシステムへの変化、市民としての復帰を目的とした犯罪者の矯正という視点の成立、陪審制の導入といった様々な変化がもつ意味が論じられる。最後にアンシャン・レジーム期からナポレオン帝政期に至る法律教育、司法制度の変遷が示され、革命期の改革を近代法成立に至る過程の中でいかに位置づけるかが問われている。

以上のように、刑法改革をめぐる諸問題を多面的に扱いながらも、著者は当時の変化を貫くひとつの方向性を抽出している。それは少数の専門家が法を独占的に運用することへの批判に明瞭に現れる法の「素人主義」の理念である。アンシャン・レジーム期の複雑かつ不均一な司法体系に代わる、万人に理解可能で誰にでも平等に適用される「一般意志の表明」たる法の探求、閉ざされた訴訟手続きの内部で裁判官が下す判断の恣意性を抑制するものとしての罪刑法定主義の要求などはそれぞれの主張や改革運動においてニュアンスの差を見せながらも全体の底流を流れる思想であったとされる。

ともすれば抽象的な議論に終始しかねない18世紀の刑法改革思想をあくまで実際の法制度を念頭に置きながら分析することで、本書はヴォルテールから革命に至る刑法改革の動きの現実的な意味を明らかにしてくれる。この点での著者の功績は高く評価されるべきであろう。また、クリミナリテ研究の理解を深める上でも本書のような研究は重要であるといえるだろう。ただ、ベツカリアを扱った章では『犯罪と刑罰』の解釈をめぐる近年の研究動向が紹介されながら、著者自身の立場があまり明確に打ち出されていない憾みがある。また、第7章において頑迷な保守派とされるミュイヤール・ド・ヴーグランを論じながら、改革派と保守派との交錯についてふれ、両者とも同じ刑法改革思潮のなかに生きていたとする結論も、興味深いものであるだけにより詳細な分析がほしかった。